2013年10月2日

各位

会社名　イオン株式会社
代表者名　取締役兼代表執行役社長　岡田 元也
（コード番号８２６７　東証第一部）
問合せ先　秘書室責任者　堤 唯見
（電話番号　０４３－２１２－６０４２）

資産の譲渡及び固定資産の賃貸借並びに特別損益の発生に関するお知らせ

当社の連結子会社は、下記の通り、当社の100％出資子会社であるイオン・リートマネジメント株式会社が資産の運用を受託するイオンリート投資法人に対して、資産を譲渡すると同時に当該資産を賃借すること（以下「本件取引」といいます。）を決定し、それに伴って、特別利益及び特別損失が発生する見込みとなりましたのでお知らせいたします。

記

1．本件取引の理由、内容

当社グループは現在、2020年に向けた新しい成長ステージに移行する第一ステップとして、イオングループ中期経営計画（2011年度～2013年度）を推進しています。同計画のもと、当社グループを取り巻く大きな環境変化を成長機会とするべく、グループ共通戦略として「アジア」「大都市」「シニア」「デジタル」の４つの成長領域に経営資源を重点的に配分しています。

とりわけ、中国、アセアン地域を中心とするアジア新興国における消費市場の急伸、国内における高齢者人口の増加による新たな消費需要の拡大など、当社グループの主力事業の一つであるＧＭＳを核テナントとする大型ショッピングセンター等を展開するディベロッパー事業の国内外の市場は今後も成長が見込まれ、当社グループにとって大きな成長機会に繋がるものと考えています。このような成長機会を捉えるためには、成長市場への投資を安定的かつ継続的に実行するための強固な財務基盤確立に向けた資金調達手段の多様化が重要であると認識しています。

当社グループは、この資金調達手段の多様化を実現するにあたり、大型ショッピングセンター等の不動産保有に係る戦略の再構築を推進しており、その一貫として、既に設立済みのイオンリート投資法人の本格稼動に向けた準備を進めています。

この度、当社の連結子会社であるイオンリテール株式会社、イオンモール株式会社及びAEON CO.(M)BHD(以下、「イオンマレーシア」)が保有する一部の商業施設について、イオン・リートマネジメント株式会社が資産の運用を受託するイオンリート投資法人に対して、売買契約に定める停止条件の成就を条件として譲渡を決定し、それに伴い、特別利益及び特別損失が発生する見込みとなりました。

なお、当該資産を譲渡後も賃貸借契約により、当社グループ会社が管理運営をしてまいります。

2. 譲渡資産の内容

保有会社	商業施設の名称	所在	各帳簿価額の合計（連結）※1	各譲渡予定価格の合計
イオンリテール株式会社（計9物件）	レイクタウン mori※2	埼玉県越谷市	763億円	768億円
	レイクタウン kaze※2	埼玉県越谷市		
	イオンモール石巻	宮城県石巻市		
	イオン相模原ショッピングセンター	神奈川県相模原市		
	イオンモール大垣	岐阜県大垣市		
	イオンモール明和	三重県多気郡		
	イオンモール加西北条	兵庫県加西市		
	イオンモール日吉津	鳥取県西伯郡		
	イオンモール綾川	香川県綾歌郡		
イオンモール株式会社（計6物件）	イオンモール盛岡	岩手県盛岡市	633億円	646億円
	イオンモール水戸内原	茨城県水戸市		
	イオンモール鈴鹿	三重県鈴鹿市		
	イオンモール倉敷	岡山県倉敷市		
	イオンモール直方※3	福岡県直方市		
	イオンモール熊本	熊本県上益城郡		
イオンマレーシア（計1物件）	AEON Taman Universiti Shopping Centre※4	マレーシア国ジョホール州ジョホール・バル郡	1億円 ※5	5億円 ※5
合計（計16物件）			1,399億円	1,420 億円

※1. 現時点で見込まれる譲渡時の推定金額を記載しております。
※2. 土地建物の共有持ち分40%を譲渡の対象としております。
※3. 保有する土地のみの譲渡であり、第三者からの賃借建物部分は含まれておりません。
※4. 2015年2月期中の譲渡を予定しており、マレーシアにおける現地通貨2,000万リンギット相当額の持分を譲渡の対象としております。
※5. 円換算レートは、1リンギット＝29.83円にて計算しております。

3. 相手先の概要

(1)名称	イオンリート投資法人
(2)所在地	東京都千代田区
(3)代表者の役職・氏名	執行役員　河原　健次
(4)設立年月日	2012年11月30日
(5)当社との関係	連結子会社（当社が100%出資。） イオン・リートマネジメント株式会社と資産運用委託契約を締結

4. 本件取引の日程

引渡・賃借開始予定日は、決定次第、速やかに開示いたします。ただし、相手先が引渡・賃借開始予定日までに売買代金の支払いに必要な資金調達を完了すること等が当該資産譲渡の停止条件とされています。

5. 特別損益の発生

上記固定資産の譲渡を決定したことにより、2014年2月期において、特別利益69億円（連結）、特別損失69億円（連結）を計上する見込みです。

※譲渡の日程が決定次第、速やかに開示いたします。

なお、イオンマレーシア保有の固定資産に関しては、2015 年2月期中の譲渡を予定しており、2014 年2月期の業績に与える影響はありません。

6. 業績予想に与える影響について

上記 5 の通り、2014 年2月期において、特別利益 69 億円（連結）、特別損失 69 億円（連結）を計上する見込みです。なお、2014 年2月期の通期連結業績への影響は軽微であり、2013 年4月 11 日に公表いたしました「2013 年2月期 決算短信」の業績予想から変更ありません。

なお、イオンマレーシア保有の固定資産に関しては、2015 年2月期中の譲渡を予定しており、2014 年2月期の業績予想に与える影響はありません。

以上

※このお知らせは、日本、米国その他の地域における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は発行会社又は売出人より入手することができます。これには発行会社及びその経営陣に関する詳細な情報並びにその財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の募集又は販売は行われません。